

平成27年度早期退職募集実施要項

西条市職員退職手当条例(平成16年西条市条例第46号)第8条の2第1項第1号の規定により、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、次のとおり早期退職募集を行う。

1 募集の対象となるべき職員の範囲

平成28年3月31日現在、勤続期間が11年以上かつ年齢が45歳以上の者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

特に定めない。

3 募集の期間

平成27年10月 1日（木）から

平成27年10月30日（金）までの執務時間中

4 退職すべき期日

平成28年3月31日（木）

5 応募に係る手続

- (1) 応募は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」を任命権者に提出するものとする。
- (2) 応募の取下げは、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」を任命権者に提出するものとする。
- (3) 各申請書の宛先は、各任命権者とする。

(4) 選定後、平成28年1月下旬頃までに認定又は不認定の通知を行う。

6 その他

(1) 次のいずれかに該当するときは、不認定とする。

ア 応募者が募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後に地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者がイに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(2) 認定を受けた応募者が次のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

ア 懲戒免職処分を受けて退職した時及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき

イ 退職の日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当を支給しない場合に該当したとき

ウ 募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこの期日に退職しなかったとき（ア、イに掲げるときを除く。）

エ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき

オ 応募を取り下げたとき

7 募集に関する問合せ先

職員課（電話56-1229 内線2142、2144）

様式第1号（第3条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

殿

応募申請者 印

私は、西条市職員退職手当条例第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	平成27年10月1日から平成27年10月30日まで
退職すべき 期日又は期間	平成28年3月31日
備 考	

（注）「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級 号 給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

（注）平成27年4月1日現在で記入すること。

※処理欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

様式第2号（第3条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

殿

取下げ申請者 印

私は、西条市職員退職手当条例第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日 から		年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏 名			所 属
			職 名
3 認定について			
認定通知書に記載された 認 定 年 月 日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

（注）「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※処理欄

受 理 年 月 日	年 月 日
応募申請書の受理番号	